

糸魚川住宅認定基準ISSH・糸魚川省エネ住宅認定制度申請フローの参考例

HPリンク

[糸魚川住宅認定基準ISSH](#)

HPリンク

[糸魚川省エネ住宅認定制度](#)

【STEP1】 **ISSH加盟店登録の申請**
事業者→事務局（緑創様式1号・2号）
ISSH認定住宅に取り組む（予定含む）事業者は加盟登録申請書と誓約書、加盟店登録手数料および年会費を添えて糸魚川商工会議所（以下、事務局）へ提出します。提出後、事務局から事業者へ登録事業者証の交付を行います。



【STEP2】 **着工届の提出**
事業者→事務局（緑創様式3号）
ISSH事業の取り組み事業者はISSH基準を準拠する住宅の着工が確定した段階で事務局へ着工届を提出します。提出後、事務局から内容を確認した旨の着工受付書を交付します。



【STEP3】 **ISSH認定の申請**
事業者→センター（緑創様式4号）
取り組み事業者は各種検査の実施が完了し、ISSH認定申請を行える段階になりましたら、住宅資産管理センター（以下、センター）へISSHを認定申請を行う旨を先立って連絡してください。連絡を受け、センターから認定申請に関わる申請手数料の請求書が発行されますので事業者は同手数料振込後に各種添付書類を添えて、認定申請書をセンターへ提出してください。なお、不認定の場合でも申請手数料の返金はありませんのであらかじめご了承ください。

事業者→事務局

【※】 各種検査を行った結果や契約者側の意向でISSH事業への取り組み、準拠が困難になった場合、取り組み事業者は緑創様式5号（着工取り下げ書）を事務局へ提出してください。



【STEP4】 **ISSH認定の決定**
センター→事務局→事業者（緑創様式7号）
書類検査の結果を受けて、センターは事務局へ審査完了報告書の提出を行います。同内容を確認後、事務局は取り組み事業者へISSH認定証の交付を行います。認定証はA4サイズのもの、賞状サイズものを交付します。また、別途発注いただければ杉の横はぎ材で作成した認定証も作成可能です。



【STEP1】 **糸魚川省エネ住宅認定の申請**
事務局→糸魚川市
ISSH認定の決定を受け、糸魚川商工会議所（以下、事務局）が糸魚川市へ糸魚川省エネ住宅認定の申請を行います。※この際、同認定に必要な添付書類の提供を事務局から取り組み事業者へ連絡する場合がありますのでご了承ください。



【STEP2】 **糸魚川省エネ住宅認定の決定**
糸魚川市→事務局→事業者
書類検査の結果を受けて、糸魚川市より事務局へ糸魚川省エネ住宅認定証が交付されます。事務局は本認定証の写しを取り組み事業者へ郵送します。※認定決定段階では「省エネ住宅推進補助金」を申請する権利を得たということになりますので補助金申請の漏れには十分ご留意願います。



【STEP3】 **省エネ住宅推進補助金の申請**
事業者→施主→糸魚川市
取り組み事業者は郵送された認定書の写しを施主へ交付します。施主は糸魚川市省エネ住宅推進補助金交付申請書を認定書等の添付書類を添えて糸魚川市へ提出してください。
※補助金には予算がございますので認定＝補助金交付決定ではございませんのでご留意ください。予算状況は糸魚川市へお問い合わせください。